

3土第30号  
令和3年4月9日

土木部各課（室）長  
各地方局建設部管理課長  
各土木事務所長

）様

土木管理課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応の徹底  
について（通知）

このことについて、別添のとおり建設業関係団体に通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を十分御理解のうえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、ガイドライン等の周知を図るなど、感染予防の対応を行うとともに、これまでと同様に、工事の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟かつ適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、受注者から作業従事者等に新型コロナウイルス感染症の感染者等があることの報告を受けた場合には、直ちに現場作業の中止と感染者及び濃厚接触者等の自宅待機を要請いただくとともに、事業主管課へ報告し、建設現場での感染拡大を防ぎ、早期に囲い込む観点から、個人情報保護に留意しつつ、保健所等とも連携のうえ、県発注工事の施工に係る作業従事者等の感染状況等の情報収集を行っていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先  
〔契約に関すること〕  
土木管理課 契約・建設業G (2643)  
〔工事・業務の施工に関すること〕  
技術企画室 技術管理係 (2648)



3土第30号

令和3年4月9日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応の徹底  
について (通知)

本県では、県内における感染者が増加傾向にあるとともに、県内全域での感染拡大が危惧される状況となっていることから、4月8日より、感染状況等に応じた県独自の警戒レベルを最も高い警戒レベルである「感染対策期」に移行し、4月21日までの2週間、感染防止対策の改めでの徹底を要請したところであります。

愛媛県内の建設事業者の皆様におかれましては、引き続き、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工・業務に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動、ガイドライン等の周知・実践を図るなど、感染予防の対応を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、県発注工事及び業務における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまでと同様にWeb会議等の活用や契約関係書類等の郵送による提出など、感染拡大防止に向けた取組をさらに徹底していただくとともに、施工に係る作業従事者等に感染者等があることが判明した場合には、保健所等の指導に従った適切な対応と発注部署への速やかな報告をいただきますようお願いいたします。

また、受注者の判断において工事等の一時中止措置等が必要と認められる場合は、引き続き柔軟に対応してまいりますので、各受注者の皆さまから発注部署へご相談ください。

貴職におかれましては、趣旨を十分御理解の上、貴会員（組合員）に対する周知及び協力の呼びかけをしていただきますようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2  
(契約に関すること)  
愛媛県 土木部 土木管理局  
土木管理課 契約・建設業G  
電話：089-912-2643 FAX：089-912-2639  
(工事・業務の施工等に関すること)  
技術企画室 技術管理係  
電話：089-912-2648 FAX：089-912-2653